

令和5年1月近江八幡市教育委員会臨時会(要旨)

1. 開催日時 令和5年1月12日(木) 午後2時00分 ～ 2時10分

2. 開催場所 水道事業所3階AB会議室

3. 出席委員	教育長	大喜多 悦子
	教育長職務代理者	久家 昌代
	委員	安倍 映子
	委員	西田 佳成
	委員	大更 秀尚

4. 事務局出席者

教育部長	西川 仁司
教育総務課長	岡村 祥子
教育部次長兼近江八幡市立図書館長	奥村 恭代
教育総務課長補佐	澤 千央
教育総務課副主幹	田村 俊幸

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議案】

○議第1号 近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業実施要綱の一部改正について

7. 議事の経過

(1) 開会(日程確認)

- ・教育長が1月臨時会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・日程の確認 承認

(2) 議事

◆議第1号 近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業実施要綱の一部改正について

【事務局説明…図書館】

新旧対照表に基づき、改正部分の説明

・第3条第6号 図書館との協働により行うことができる団体の要件のうち、暴力団でないことに、団体の構成員に暴力団員がいないことを加える。

・第9条に新たに第3項として、事業終了後の販売代金及びリサイクル資料に剰余がある場合の市への返還を規定。また、ただし書として剰余金や剰余資料の有益な活用方法について教育委員会が適当と認めた場合は、この限りでない旨を併せて規定。

・第12条 実施主体の要件を欠くことが明らかとなった場合や要綱に定める規定に違反した場合の事業実施団体の決定の取消及び取り消された場合における販売代金及びリサイクル資料に剰余がある場合の市への返還について規定。

【質 疑】

安倍委員 今回、要綱を改正しなければいけなかったのは何か理由があるのか。

図 書 館 コロナ禍で事業がなかなか実施できなかった。今年度末で3年が経過し、新たに実施団体を公募していかなくてはならないが、その中で剰余金が発生したということで、それを市に返還するような項目がなかったことから、今回それを追記した。ただし、3月で終わりの団体が6月に他の団体でも講演会を行うというような計画を立てて、教育委員会が認めれば、当該講演会を剰余金で実施できるというような内容とした。

安倍委員 年度をまたいでも大丈夫なのか。

図 書 館 教育委員会が認めた場合は問題ない。計画を遂行できるように改正させていただいた。

教 育 長 暴力団関係の記載については、丁寧な記載となったが何か理由があるのか。

図 書 館 市の他の例規と統一した。

【採 決】

議第1号 近江八幡市立図書館におけるリサイクル資料を活用した市民提案事業実施要綱の一部改正について 可決

8. 閉会 教育長が1月臨時会の閉会を宣言